

## 議第23号

## 京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 京都市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に定めるもののほか、京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 京都市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総理する。

2 法第35条第3項に規定する副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 法第35条第2項に規定する本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(招集)

第3条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要があるため提案する。